

にじいろ保育園小伝馬町 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	ライクキッズ株式会社
所 在 地	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号
電 話 番 号	03-6431-9794
代 表 者 職 氏 名	代表取締役 岡本 泰彦

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	にじいろ保育園小伝馬町
施 設 の 所 在 地	東京都中央区日本橋小伝馬町 13 番 7 号 銀泉日本橋小伝馬町ビル 1. 2. 3. 4 階
電 話 番 号	03-3527-2484
施 設 長	堀米 正通
受 入 年 齢	生後 57 日～小学校就学前
利 用 定 員	0 歳児 5 人・1 歳児 10 人・2 歳児 12 人 3 歳児 15 人・4 歳児 15 人・5 歳児 15 人
開 設 年 月 日	平成 29 年 9 月 1 日

3 施設の目的及び運営の方針

にじいろ保育園小伝馬町（以下「当園」という。）は、児童福祉法第 39 条の規定及び保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷地面積	333.60 m ²
園舎の構造・規模	鉄骨造地上4階建
園舎面積	261.62 m ²
園庭面積	151.74 m ² (屋上園庭)

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳児室	1室	18.33 m ²	
ほふく室	1室	33.89 m ²	
保育室	4室	116.89 m ²	
調理室	1室	20.37 m ²	
事務室	1室	20.34 m ²	医務室を含む

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
主任保育士	1人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士 (非常勤含)	10人以上	保育業務
看護師	1人	保育業務、健康管理業務
栄養士 (非常勤含)	3人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	1人	給食調理
事務員	0人	事務(法人本部対応による)

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時30分から18時30分の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「慣れ保育」

がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、区市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

9時00分から17時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「慣れ保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、区市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた区市町村に対し、当該区市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。

お支払方法は、別途お知らせします。

(3) 事業者が保護者から料金の支払いを受けたときに行う領収書の発行については、口座振替は通帳に、払込票は本人控えにそれぞれ替えるものとします。ただし、保護者から依頼があった場合については別に領収書を発行します。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、区市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	大伝馬クリニック
医師名	吉良登志子
所在地	日本橋大伝馬町9-7
電話番号	03-3661-5367

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか近隣の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める危機管理マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	<ul style="list-style-type: none"> ・避難用リュック 有 ・ミネラルウォーター 有 ・毛布 有 ・備蓄米・食糧 有 ・懐中電灯 有
緊急時の伝言方法	安心伝言板及びナナポケで配信します
避難場所	一時避難場所：十思スクエア 広域避難場所：地区内残留地区の為広域避難場所の避難はなし

14 虐待等の防止のための措置

当園は、子どもの生命を最優先に考え、虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待の疑いのある場合通告することが義務付けられています。

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第6条にある通告義務は、守秘義務より優先される。

○児童虐待の防止に関する法律第5条：早期発見の義務

○児童福祉法第25条：要保護児童発見者の通告義務

虐待は、特別な家庭に起こるものではありません。どの家庭にも起こりうることです。いくつもの要因が絡み合って、つらい養育状況である時、苦しい悩みを誰にも相談できず、虐待に発展してしまうことがあります。

子どもの発達の問題、不安やストレスなど、子育てに不安や悩みはつきものです。お気軽に相談してください。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 主任 ・苦情解決責任者 園長 堀米 正通 苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。	
第三者委員	木村 馨	電話番号：03-3661-1508
		役職・肩書等：小伝馬町二部町会相談役

※利用者は直接、第三者委員に対してご意見することができます。

16 利用者に対する保険内容

お子様のけが等には十分注意して保育しますが、万が一、けがや設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、ライクキッズ株式会社の加入している総合補償制度により補償させていただきます。補償金額は下記の通りです。

【総合賠償責任保険】

<施設・業務遂行リスク、製造物・完成作業リスク>

対人賠償	1 事故	5 億円
対物賠償	1 事故	5 億円

<受託物リスク>

対物賠償	1 事故	1,000 万円
------	------	----------

【傷害保険】

死亡・後遺障害	100 万円
入院日額	1,500 円
通院日額	1,000 円

17 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車での送迎は御遠慮ください。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	---

令和 6 年 5 月 1 日

保育園名：にじいろ保育園小伝馬町
説明者職氏名：園長 堀米 正通

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額	支払月
シーツレンタル代※1	シーツ洗濯及び乾燥代を御負担いただくもの	月額 700 円 ※希望者のみ	当月
・連絡帳代 ・帽子代 ・フェリカカード代 ・安心伝言板カード代	入園時及び学年ごとにそろえて購入する物品代等を御負担いただくもの	・連絡帳代 1冊 57円 (※0～2歳は無料、 3歳からは希望者のみ) ・帽子代 1個 759円 (※希望者のみ) ・フェリカカード代 1枚 110円 (1枚目は無料) ・安心伝言板カード代 1枚 330円 (1枚目は無料)	翌月
おむつ定額サービス	サービスの利用料として御負担いただくもの	月額 2,530 円 (税込) ※希望者のみ	当月

※1 原則、年度途中のお申込み・キャンセルはできません。シーツレンタルをご希望されない場合は、ご自宅からシーツカバー持参とご自宅での洗濯をお願いいたします。月額料金ですが1ヶ月登園の見込みがない場合も徴収免除いたしかねます。

2 延長保育に係る延長保育料

利用時間帯および契約内容により下表のとおりとする。

受領する費用の種類	利用時間帯	月極利用金額
スポット延長保育料 (標準時間認定子ども)	18時30分から 19時30分まで	利用する延長保育時間 1時間につき1回400円
スポット延長保育料 (短時間認定子ども)	7時30分から 9時00分まで 17時00分から 18時30分まで	利用する延長保育時間 1時間30分につき1回240円
	18時30分から 19時30分まで	利用する延長保育時間 1時間につき1回400円

私は、書面に基づいてにじいろ保育園小伝馬町の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

児童氏名 :

保護者氏名 :